

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 1 月 31 日（金）第2978号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- | | | |
|---|-----------------|----|
| ○保安林の指定予定 | （森づくり推進課取扱い） | 1 |
| ○保安林の指定施業要件の変更予定 | （森づくり推進課取扱い） | 2 |
| ○救急病院等の認定 | （地域医療整備課取扱い） | 2 |
| ○漁獲共済に係る区域及び区分の設定 | （水産振興課取扱い） | 2 |
| ○基本測量の終了 | （監理課取扱い） | 3 |
| ○公有水面の埋立ての免許 | （河川課取扱い） | 3 |
| ○臨港地区内の分区の指定の変更 | （港湾空港課取扱い） | 6 |
| ○都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧 | （都市計画課取扱い） | 7 |
| ○高圧ガス保安法に基づく指定保安検査機関の指定（2件） | （消防保安課取扱い） | 7 |
| 公 告 | | |
| ○鹿児島県情報公開条例の運用状況等の公表 | （学事法制課取扱い） | 8 |
| ○鹿児島県個人情報保護条例の運用状況等の公表 | （学事法制課取扱い） | 10 |
| ○競争入札の参加者の資格に関する公告 | （経営技術課取扱い） | 12 |
| ○開発行為に関する工事の完了公告 | （建築課取扱い） | 13 |
| ○一般競争入札公告 | （農業開発総合センター取扱い） | 13 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 | | |
| ○個人演説会等を開催することができる施設の指定の一部改正 | （選挙管理委員会取扱い） | 16 |
| 公 安 委 員 会 規 則 | | |
| ○銃砲刀剣類および猟銃用火薬類等に係る届出書等の提出部数を定める規則の一部を改正する規則（※） | （生活環境課取扱い） | 17 |

告 示

鹿児島県告示第80号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成26年 1 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
薩摩川内市百次町字三ツ峯3112番3
- 2 指定の目的
干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第81号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年1月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
肝属郡肝付町北方字石入2405番2，2405番4，字中谷2424番1，2424番2，2424番90から2424番95まで，字西ノ迫2516番3，2516番12
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は，択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第82号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成26年1月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
鹿児島県立大島病院	奄美市名瀬真名津町18番1号
徳之島徳洲会病院	大島郡徳之島町亀津7588

- 2 認定の有効期限
平成29年1月13日

鹿児島県告示第83号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定により、同法第104条第2号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が平成26年1月31日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成19年12月14日鹿児島県告示第1905号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）は、廃止する。

また、平成15年11月14日鹿児島県告示第1408号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）の表薩摩川内市下甑町手打区域（薩摩川内市下甑町手打の地区）の項を削る。

平成26年1月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区 域	区 分
薩摩川内市下甌町手打区域 (薩摩川内市下甌町手打の地区)	(1) まず網漁業 (2) 主として磯建網漁業を営む漁業 (3) 主としてきびなご流網漁業を営む漁業及び主として一本釣り漁業を営む漁業 (4) (1)から(3)までに掲げる漁業以外の漁業
指宿市岩本区域 (指宿市岩本, 小牧, 新西方及び池田の地区)	(1) 総トン数10トン未満の漁船により主として固定式さし網漁業を営む漁業 (2) 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網漁業を営む漁業 (3) 総トン数10トン未満の漁船により主としてはえ縄漁業を営む漁業及び総トン数10トン未満の漁船により主として一本釣り漁業を営む漁業 (4) 総トン数10トン以上の漁船により主として底びき網漁業を営む漁業 (5) 総トン数10トン以上の漁船により主として一本釣り漁業を営む漁業 (6) 総トン数10トン以上の漁船により主としてまぐろはえ縄漁業を営む漁業及び総トン数10トン以上の漁船により主としてそでいか旗流し漁業を営む漁業 (7) (1)から(6)までに掲げる漁業以外の漁業

鹿児島県告示第84号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により，国土地理院長から平成25年9月10日鹿児島県告示第976号で告示した基本測量の実施は，平成25年12月18日終了した旨の通知があった。

平成26年 1 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第85号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により，次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成26年 1 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 免許年月日

平成26年 1 月 23 日

2 免許を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

鹿児島県

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

3 埋立区域

(1) 位置

ア 埋立区域(イ)

大島郡瀬戸内町大字古志字宮崎75番地1から同大字字川田ノ一89番地1に至る間の土地に接する県道敷の地先公有水面及び同県道敷に接する国有海浜地の地先公有水面

イ 埋立区域(ロ)

大島郡瀬戸内町大字古志字川田ノ一89番地2の土地に接する県道敷の地先公有水面

ウ 埋立区域(ハ)

大島郡瀬戸内町大字古志字川田ノ一89番地2の土地に接する県道敷の地先公有水面

エ 埋立区域(ニ)

大島郡瀬戸内町大字古志字浜田ノ二176番地2の土地に接する県道敷の地先公有水面

オ 埋立区域(ホ)

大島郡瀬戸内町大字古志字浜田ノ二176番地2の土地に接する県道敷の地先公有水面

(2) 区域

ア 埋立区域(イ)

次の点1から点24までを順次に直線で結んだ線及び点24と点1を直線で結んだ線により囲まれた区域

点1 四等三角点（北緯28度13分57秒5920，東経129度16分36秒0482）（以下「基点」という。）から246度29分38秒410.83メートルの地点

点2 点1から2度02分19秒11.60メートルの地点

点3 点2から14度52分18秒20.49メートルの地点

点4 点3から27度55分58秒3.53メートルの地点

点5 点4から52度40分07秒46.83メートルの地点

点6 点5から81度12分34秒7.08メートルの地点

点7 点6から80度57分11秒20.41メートルの地点

点8 点7から88度50分53秒14.26メートルの地点

点9 点8から83度59分01秒20.92メートルの地点

点10 点9から72度10分46秒10.57メートルの地点

点11 点10から74度04分31秒10.70メートルの地点

点12 点11から61度40分40秒21.32メートルの地点

点13 点12から57度39分53秒18.26メートルの地点

点14 点13から226度34分29秒18.71メートルの地点

点15 点14から242度45分10秒21.74メートルの地点

点16 点15から249度45分30秒10.87メートルの地点

点17 点16から254度17分26秒10.80メートルの地点

点18 点17から260度05分05秒21.13メートルの地点

点19 点18から261度34分58秒14.18メートルの地点

点20 点19から259度02分21秒19.82メートルの地点

点21 点20から248度49分28秒17.55メートルの地点

点22 点21から232度57分38秒16.10メートルの地点

点23 点22から216度02分11秒17.63メートルの地点

点24 点23から209度16分24秒19.48メートルの地点

イ 埋立区域(ロ)

次の点25から点29までを順次に直線で結んだ線及び点29と点25を直線で結んだ線により囲まれた区域

点25 基点から253度31分25秒212.58メートルの地点

点26 点25から358度19分29秒8.14メートルの地点

点27 点26から67度14分59秒6.46メートルの地点

点28 点27から169度26分17秒1.85メートルの地点

点29 点28から194度39分14秒3.60メートルの地点

ウ 埋立区域(ハ)

次の点30から点34までを順次に直線で結んだ線及び点34と点30を直線で結んだ線により囲まれた区域

点30 基点から259度34分12秒213.04メートルの地点

点31 点30から85度38分35秒1.24メートルの地点

点32 点31から104度06分10秒2.54メートルの地点

点33 点32から126度28分09秒0.62メートルの地点

点34 点33から231度41分15秒2.75メートルの地点

エ 埋立区域(ニ)

次の点35から点44までを順次に直線で結んだ線及び点44と点35を直線で結んだ線により囲まれた区域

- 点35 基点から256度50分24秒194.87メートルの地点
- 点36 点35から57度46分07秒18.08メートルの地点
- 点37 点36から67度34分43秒10.73メートルの地点
- 点38 点37から81度46分11秒10.03メートルの地点
- 点39 点38から86度10分48秒6.40メートルの地点
- 点40 点39から252度52分40秒14.17メートルの地点
- 点41 点40から251度07分02秒4.24メートルの地点
- 点42 点41から247度30分47秒4.25メートルの地点
- 点43 点42から237度59分53秒13.48メートルの地点
- 点44 点43から256度08分45秒4.92メートルの地点

オ 埋立区域(ホ)

次の点45から点51までを順次に直線で結んだ線及び点51と点45を直線で結んだ線により囲まれた区域

- 点45 基点から260度17分41秒197.86メートルの地点
- 点46 点45から345度11分36秒2.00メートルの地点
- 点47 点46から3度09分10秒1.63メートルの地点
- 点48 点47から24度40分09秒1.63メートルの地点
- 点49 点48から43度16分15秒1.22メートルの地点
- 点50 点49から55度13分44秒11.71メートルの地点
- 点51 点50から135度27分17秒8.09メートルの地点

(3) 面積

- 埋立区域(イ) 1,043.74平方メートル
- 埋立区域(ロ) 38.03平方メートル
- 埋立区域(ハ) 5.60平方メートル
- 埋立区域(ニ) 110.02平方メートル
- 埋立区域(ホ) 95.55平方メートル
- 合計 1,292.94平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

ア 埋立施行区域(イ)

大島郡瀬戸内町大字古志字宮崎75番地1から同大字字浜田ノ二176番地2に至る間の土地に接する県道敷の地先公有水面及び同県道敷に接する国有海浜地の地先公有水面

イ 埋立施行区域(ロ)

大島郡瀬戸内町大字古志字川田ノ一89番地2から同大字字浜田ノ二176番地2に至る間の地先公有水面

(2) 区域

ア 埋立施行区域(イ)

次の点1から点38までを順次に直線で結んだ線及び点38と点1を直線で結んだ線により囲まれた区域

- 点1 基点から246度29分38秒410.83メートルの地点
- 点2 点1から2度02分19秒11.60メートルの地点
- 点3 点2から14度52分18秒20.49メートルの地点
- 点4 点3から27度55分58秒3.53メートルの地点
- 点5 点4から52度40分07秒46.83メートルの地点
- 点6 点5から81度12分34秒7.08メートルの地点
- 点7 点6から80度57分11秒20.41メートルの地点
- 点8 点7から88度50分53秒14.26メートルの地点
- 点9 点8から83度59分01秒20.92メートルの地点

- 点10 点9から72度10分46秒10.57メートルの地点
点11 点10から74度04分31秒10.70メートルの地点
点12 点11から61度40分40秒21.32メートルの地点
点13 点12から57度39分53秒18.26メートルの地点
点14 点13から55度53分27秒13.97メートルの地点
点15 点14から358度19分29秒8.14メートルの地点
点16 点15から67度14分59秒6.46メートルの地点
点17 点16から57度44分02秒9.92メートルの地点
点18 点17から57度46分07秒18.08メートルの地点
点19 点18から67度34分43秒10.73メートルの地点
点20 点19から81度46分11秒10.03メートルの地点
点21 点20から86度10分48秒6.40メートルの地点
点22 点21から205度02分27秒20.22メートルの地点
点23 点22から251度51分59秒3.24メートルの地点
点24 点23から248度32分59秒3.13メートルの地点
点25 点24から237度51分27秒11.58メートルの地点
点26 点25から236度33分26秒18.88メートルの地点
点27 点26から223度57分53秒9.47メートルの地点
点28 点27から231度11分51秒33.93メートルの地点
点29 点28から242度45分40秒23.61メートルの地点
点30 点29から249度38分12秒11.81メートルの地点
点31 点30から254度05分44秒11.68メートルの地点
点32 点31から260度22分51秒22.42メートルの地点
点33 点32から260度41分27秒14.47メートルの地点
点34 点33から259度09分11秒18.65メートルの地点
点35 点34から248度49分44秒14.32メートルの地点
点36 点35から233度01分45秒10.99メートルの地点
点37 点36から215度49分29秒14.50メートルの地点
点38 点37から209度15分26秒18.79メートルの地点

イ 埋立施行区域(ロ)

次の点39から点48までを順次に直線で結んだ線及び点48と点39を直線で結んだ線により囲まれた区域

- 点39 基点から259度34分12秒213.04メートルの地点
点40 点39から351度26分13秒15.04メートルの地点
点41 点40から85度38分35秒2.22メートルの地点
点42 点41から35度03分43秒6.72メートルの地点
点43 点42から43度16分15秒2.79メートルの地点
点44 点43から55度13分44秒10.70メートルの地点
点45 点44から135度27分17秒23.31メートルの地点
点46 点45から247度19分49秒17.76メートルの地点
点47 点46から239度17分39秒11.96メートルの地点
点48 点47から231度41分15秒2.75メートルの地点

(3) 面積

埋立施行区域(イ) 5,144.56平方メートル

埋立施行区域(ロ) 527.12平方メートル

合計 5,671.68平方メートル

5 埋立地の用途

道路用地

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、志布志港の臨港地区内の分区の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、鹿児島県土木部港湾空港課及び大隅地域振興局建設部河川港湾課志布志市駐在機関において公衆の縦覧に供する。

平成26年 1 月 31 日

志布志港港湾管理者 鹿児島県

代表者 鹿児島県知事 伊藤祐一郎

分 区 名	区 域
商 港 区	志布志市志布志町帖字向川原及び字山ノ神の各一部，志布志市志布志町志布志字若浜の一部並びに志布志市志布志町安楽字汐掛の一部
漁 港 区	志布志市志布志町帖字向川原の一部
工 業 港 区	志布志市志布志町安楽字汐掛の一部
修景厚生港区	志布志市志布志町志布志字若浜及び字東町の各一部並びに志布志市志布志町安楽字汐掛の一部

鹿児島県告示第87号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年 1 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 鹿児島都市計画地区計画
 - (2) 名称 桜ヶ丘ビュータウン地区地区計画
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第88号

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第35条第1項第1号の指定保安検査機関として次のとおり指定した。

平成26年 1 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定年月日
平成25年 3 月 5 日
- 2 指定保安検査機関の名称及び所在地
株式会社マルエス産業
鹿児島市下福元町6544番地 3
- 3 保安検査を行う事業所の名称及び所在地
株式会社マルエス産業
鹿児島市下福元町6544番地 3
- 4 指定の地域
鹿児島県全域
- 5 指定の区分
高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令（平成9年通商産業省令第23号）第24条第1項第2号の指定
- 6 指定の有効期間
平成25年 3 月 12 日から平成30年 3 月 11 日まで

鹿児島県告示第89号

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第35条第1項第1号の指定保安検査機関として次

のとおり指定した。

平成26年 1 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定年月日
平成25年11月28日
- 2 指定保安検査機関の名称及び所在地
協同組合鹿児島県高圧ガス保安検査・指導センター
鹿児島市鴨池新町5番6号
- 3 保安検査を行う事業所の名称及び所在地
協同組合鹿児島県高圧ガス保安検査・指導センター
鹿児島市鴨池新町5番6号
- 4 指定の地域
鹿児島県全域
- 5 指定の区分
高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令（平成9年通商産業省令第23号）第24条第1項第2号及び第3号の指定
- 6 指定の有効期間
平成25年12月24日から平成30年12月23日まで

公 告

鹿児島県情報公開条例の運用状況等の公表

鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号）第29条の規定により、平成24年度における各実施機関の公文書の開示についての運用状況等を次のとおり公表する。

平成26年 1 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 公文書の開示の請求件数
4,139件
- 2 公文書の開示、一部開示及び不開示の決定件数

区 分	件 数
開示	2,522
一部開示	1,513
不開示	39
その他	65
計	4,139

注 その他は、請求の取下げ及び却下である。

- 3 開示請求者の区分

区 分	件 数
県内	3,781
県外	358
計	4,139

- 4 開示請求の実施機関別処理状況

区 分	請 求 件 数	左 の 処 理 状 況			
		開 示	一 部 開 示	不 開 示	そ の 他
知事	4,049	2,482	1,478	32	57
知事公室	3	0	2	0	1
総務部	387	110	261	6	10
企画部	11	2	7	1	1
環境林務部	47	29	12	5	1
保健福祉部	307	167	118	3	19

商工労働水産部	35	26	6	0	3
農政部	16	8	7	0	1
土木部	64	54	5	1	4
危機管理局	6	2	3	1	0
出納局	2	0	1	0	1
鹿児島地域振興局	572	348	218	0	6
南薩地域振興局	304	219	82	2	1
北薩地域振興局	682	529	150	1	2
始良・伊佐地域振興局	487	342	138	6	1
大隅地域振興局	751	548	196	5	2
熊毛支庁	127	27	99	1	0
大島支庁	248	71	173	0	4
工業用水道部	0	0	0	0	0
議会	8	1	6	0	1
教育委員会	34	19	7	3	5
選挙管理委員会	15	10	5	0	0
人事委員会	4	0	3	0	1
監査委員	1	0	1	0	0
公安委員会	1	0	1	0	0
警察本部長	21	7	10	3	1
労働委員会	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0
県立病院事業管理者	2	0	2	0	0
鹿児島県住宅供給公社	2	1	0	1	0
鹿児島県道路公社	2	2	0	0	0
鹿児島県土地開発公社	0	0	0	0	0
計	4,139	2,522	1,513	39	65

5 不服申立ての件数及びその処理状況

1件（処理中1件）

6 県政情報センターの利用状況等

(1) 展示資料の内容及び資料数

区 分	内 容	資料数
郷土資料	県史，市町村史，その他の史料	719
県の資料	計画書，統計書，調査書，試験・研究資料，事務事業概要書，議案書，議会会議録等	32,351
県内市町村の資料	広報誌，市町村勢要覧，計画書等	4,195
国・関係機関等資料	国勢調査，各種統計書，白書，研究書，調査報告書等	11,258
他都道府県の資料	都道府県史，統計年鑑，計画書等	3,017
研究機関等の資料	調査報告書，研究書等	1,246
一般資料	法規・辞典・年鑑類，地方自治，経済，産業一般，職員研修図書等	2,191
鹿児島島の一般資料	地域政策，資源・エネルギー，都市計画，過疎，経済，情報・通信等	1,309
計		56,286

(2) 利用状況

区 分	人 数 ・ 冊 数
利用者数	7,582人

貸出者数	448人
貸出冊数	1,051冊

鹿児島県個人情報保護条例の運用状況等の公表

鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第45条の規定により、平成24年度における各実施機関の個人情報の開示についての運用状況等を次のとおり公表する。

平成26年1月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 個人情報取扱事務の登録件数

実施機関	事務登録 総 数	事 務 区 分 及 び 件 数			
		全庁共通 事 務	出先機関 共通事務	所属固有事務	
				本 庁	出先機関
知事	1,156	43	260	762	91
知事公室	19	13	0	6	0
総務部	177	15	17	120	25
企画部	30	1	0	29	0
環境林務部	100	2	12	76	10
保健福祉部	341	3	98	219	21
商工労働水産部	131	3	22	95	11
農政部	142	1	44	90	7
土木部	176	4	66	106	0
危機管理局	13	0	1	12	0
出納局	10	1	0	9	0
鹿児島地域振興局	4	0	0	0	4
南薩地域振興局	0	0	0	0	0
北薩地域振興局	1	0	0	0	1
始良・伊佐地域振興局	1	0	0	0	1
大隅地域振興局	0	0	0	0	0
熊毛支庁	0	0	0	0	0
大島支庁	11	0	0	0	11
工業用水道部	0	0	0	0	0
議会	6	1	0	5	0
教育委員会	118	14	40	61	3
選挙管理委員会	18	0	0	18	0
人事委員会	0	0	0	0	0
監査委員	5	1	0	4	0
公安委員会	4	4	0	0	0
警察本部長	141	13	55	73	0
労働委員会	3	0	0	3	0
収用委員会	7	0	0	7	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0
県立病院事業管理者	14	0	9	1	4
計	1,472	76	364	934	98

注1 「全庁共通事務」とは、本庁の課（室）と出先機関において共通の内容で実施している個人情報取扱事務（現に全ての所属においては実施していないが、特定又は複数の部局において実施しているものを含む。）をいう。

2 「出先機関共通事務」とは、出先機関において実施している個人情報取扱事務であって、複数の出先機関において共通の内容で実施しているものをいう。

3 「所属固有事務」とは、全庁共通事務又は出先機関共通事務のいずれにも該当しない

個人情報取扱事務であって、本庁の1課（室）又は1出先機関のみにおいて実施しているものをいう。

2 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求件数並びにこれらに対する対応状況

(1) 保有個人情報の開示請求の状況

ア 請求件数

64件

イ 開示、一部開示及び不開示の決定件数

区 分	件 数
開示	12
一部開示	39
不開示	7
その他	6
計	64

注 その他は、請求の取下げ及び却下である。

ウ 実施機関別処理状況

区 分	請 求 件 数	左 の 処 理 状 況			
		開 示	一部開示	不開示	その他
知事	16	5	8	1	2
総務部	3	1	1	1	0
保健福祉部	6	2	3	0	1
農政部	2	1	1	0	0
始良・伊佐地域振興局	2	1	1	0	0
大隅地域振興局	2	0	1	0	1
大島支庁	1	0	1	0	0
教育委員会	4	2	2	0	0
人事委員会	5	5	0	0	0
警察本部長	37	0	27	6	4
県立病院事業管理者	2	0	2	0	0
上記以外の実施機関	0	0	0	0	0
計	64	12	39	7	6

(2) 保有個人情報の訂正請求の状況

ア 請求件数

1件

イ 訂正、一部訂正及び不訂正の決定件数

区 分	件 数
訂正	0
一部訂正	0
不訂正	1
その他	0
計	1

ウ 実施機関別処理状況

区 分	請 求 件 数	左 の 処 理 状 況			
		訂 正	一部訂正	不訂正	その他
知事	1	0	0	1	0
総務部	1	0	0	1	0
上記以外の実施機関	0	0	0	0	0
計	1	0	0	1	0

(3) 保有個人情報の利用停止請求の状況

実績なし

3 開示請求等の特例に係る開示申出の件数

4,909件

- 4 不服申立ての件数及びその処理状況
6 件 (処理中 6 件)

.....
競争入札の参加者の資格に関する公告

平成26年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成26年 1 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 調達をする物品等の種類

鹿児島県農業開発総合センターで使用する電気

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。

(1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱(昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。)第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であつて、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者であること。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

資格審査要綱第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者以外の者で入札に参加しようとするものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成26年1月31日から同年2月28日までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

次のア又はイに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

ア 資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者

イ 電気事業法第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者でない者

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

- (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間
入札参加資格を取得した日から平成26年9月30日までとする。
- 5 競争入札の公示の方法
競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。
-

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年1月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
曾於市末吉町二之方字飛山5914番1, 5914番2及び5915番1
- 2 公共施設の種類, 位置及び区域
道路 曾於市末吉町二之方字飛山5914番1の一部, 5914番2の一部及び5915番1の一部
公園 曾於市末吉町二之方字飛山5914番1の一部及び5914番2の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
曾於市末吉町諏訪方8463番地4
有限会社永田不動産
代表取締役 永田義文
-

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成26年1月31日

鹿児島県農業開発総合センター所長 宮内悟

- 1 入札に付する事項
- (1) 購入をする物品等の名称
鹿児島県農業開発総合センターで使用する電気
- (2) 購入をする物品等の数量
年間予想使用電力量 3,339,000キロワットアワー
- (3) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (4) 需要場所
入札説明書による。
- (5) 供給期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であつて、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者であること。
- (4) 供給開始日から送電をすることが可能である者であること。
- 3 入札の方法等
- (1) 入札書の記載

- ア 入札金額は、年間予想使用電力量に対応する総価（以下「参考総価比較額」という。）を見積もることとし、入札書には、参考総価比較額並びに1月ごとの1キロワット当たりの基本料金及び1月ごとの使用電力量1キロワットアワー当たりの単価等を記載すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された参考総価比較額に当該参考総価比較額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札書に記載する各単価に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、割引率又は加算率があるときは、小数点以下4位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- (2) 入札書の提出場所
鹿児島県農業開発総合センター管理部総務管理課
南さつま市金峰町大野2200番地 郵便番号 899-3401
- (3) 入札書の提出方法
(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。
- (4) 入札書の提出期限
平成26年3月13日午前9時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）
- (5) 開札の日時及び場所
ア 日時 平成26年3月13日午前11時
イ 場所 鹿児島県農業開発総合センター大会議室
- (6) 入札説明書
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
(2)及び(4)に同じ。
- (7) 入札説明会の開催日時及び場所
ア 日時 平成26年2月14日午後2時
イ 場所 鹿児島県農業開発総合センター大会議室
- 4 契約条項を示す場所及び期限
3の(2)及び(4)に同じ。
- 5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 6 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金
見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契

約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

- (2) 契約保証金
免除する。

7 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
(4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

9 最低制限価格

設定しない。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県農業開発総合センター管理部総務管理課
南さつま市金峰町大野2200番地 郵便番号 899-3401
電話番号 099-245-1081
ファックス番号 099-245-1102

12 その他

- (1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
(2) この入札に係る契約は、平成26年4月1日に確定する。

13 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:
Electricity to be used in Kagoshima Prefectural Institute for Agricultural Development
(2) DELIVERY PERIOD:
From 1 April 2014 through 31 March 2015
(3) DELIVERY PLACE:
Specified in the tender explanation form
(4) TIME LIMIT FOR TENDER:
9:00 a.m. 13 March 2014
(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Management Department general affairs Division
Kagoshima Prefectural Institute for Agricultural Development
2200 Kinpouchoono, Minamisatsuma City, Kagoshima Prefecture 899-3401 Japan
TEL 099-245-1081
FAX 099-245-1102

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項の規定により，個人演説会，政党演説会及び政党等演説会を開催できる施設として鹿屋市選挙管理委員会から指定の変更の報告があったので，平成25年6月18日鹿児島県選挙管理委員会告示第12号（個人演説会等を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年 1 月 31 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

表鹿屋市の項を次のように改める。

鹿屋市	高須地区学習センター	鹿屋市高須町1490番地 3	150	鹿屋市教育委員会
	田崎地区学習センター	鹿屋市川西町3603番地 1	200	
	大始良地区学習センター	鹿屋市田淵町987番地 2	150	
	高隈地区交流促進センター（屋内運動場）	鹿屋市上高隈町262番地 1	600	
	高隈地区交流促進センター	鹿屋市上高隈町262番地 1	200	
	鹿屋東地区学習センター	鹿屋市新川町114番地 2	300	
	串良公民館別館大ホール	鹿屋市串良町岡崎2087番地	800	
	コミュニティーセンター吾平振興会館	鹿屋市吾平町麓3408番地 1	1200	
	鹿屋市輝北コミュニティーセンター	鹿屋市輝北町上百引2635番地	250	
	鹿屋市西原地区学習センター	鹿屋市西原二丁目 2 番 3 号	200	
	鹿屋市体育館	鹿屋市向江町29番 1 号	4900	かのや健康・スポーツクラブ
	勤労婦人センター	鹿屋市札元一丁目21番 7	200	有限会社樹
	農業研修センター	鹿屋市札元一丁目21番 7	200	
はらいがわふれあいセンター	鹿屋市祓川町4517番地 1	100		
鹿屋市市民交流センター	鹿屋市大手町 1 番 1 号	394	まちかのや	
神野地区ふれあいセンター	鹿屋市吾平町麓5790番地	40	神野町内会	
鶴峰東地区ふれあいセンター	鹿屋市吾平町上名5985番地 5	70	鶴峰東町内会	
鶴峰西地区ふれあいセンター	鹿屋市吾平町上名3371番地 7	70	鶴峰西町内会	
吾平中央東地区ふれあいセンター	鹿屋市吾平町麓2494番地 1	70	中央東町内会	

吾平中央西地区ふれあいセンター	鹿屋市吾平町上名1600番地2	70	中央西町内会
下名東地区ふれあいセンター	鹿屋市吾平町下名311番地4	70	下名東町内会
下名西地区ふれあいセンター	鹿屋市吾平町麓560番地	70	下名西町内会

公安委員会規則

銃砲刀剣類および猟銃用火薬類等に係る届出書等の提出部数を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年1月31日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

鹿児島県公安委員会規則第1号

銃砲刀剣類および猟銃用火薬類等に係る届出書等の提出部数を定める規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類および猟銃用火薬類等に係る届出書等の提出部数を定める規則（昭和41年鹿児島県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「銃砲刀剣類製造等届出書（規則別記様式第1号）」の次に「，教習用備付け銃等届出書（規則別記様式第53号），教習用備付け銃等変更届出書（規則別記様式第54号），猟銃等保管業届出書（規則別記様式第73号），準空気銃製造等届出書（規則別記様式第80号），模造けん銃製造等届出書（規則別記様式第81号）及び模擬銃器製造等届出書（規則別記様式第82号）」を加える。

附 則

この規則は，平成26年2月1日から施行する。